



- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [川島町土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消\(春日部県税事務所\)](#)
- [一般国道462号の供用開始\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道長瀬児玉線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発工事に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用薬品の調達に関する落札者等の公示\(水道管理課\)](#)
- [技能教育のための施設の所在地変更\(高校教育指導課\)](#)
- [埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示\(監査第一課\)](#)
- [埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示\(審査調整課\)](#)
- [埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示\(審査調整課\)](#)

## 規 則

埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十八号

埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走電話投票実施規則（昭和六十二年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中、「応募者が外国人である場合は、登録原票記載事項証明書又は外国人登録証の写し」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

## 規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第四十九号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 開示請求書を知事へ送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を知事に提出すれば足りる。

- 前項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの
- その者（県外に住所を有する者又は日本国籍を有しない者に限る。以下この号において同じ。）の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして知事が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

様式第一号、様式第十一号及び様式第十八号中「あて先」を「宛先」に、

運転免許証	旅券	外国人登録証明書		「	運転
住民基本台帳カード（写真付き）	その他（	）」	を	」	在留
免許証	旅券	住民基本台帳カード（写真付き）		」	
カード	特別永住者証明書	その他（	）」	」	に改める。

附則

（施行期日）

- この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。  
（経過措置）

- 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、出入国管理及び難民

認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

3 改正後の第九条第二項第二号の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後の第九条第二項第二号に掲げる書類とみなす。

4 改正前の知事の保有する個人情報の保護等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十号

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び同条第一項中「がん具等」を「玩具等」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）

第七条第二項中「第七条第二項各号」を「第五条第二項各号」に改める。

### 附 則

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第二条第一項第一号の規定の適用については、改正前の第二条第一項第一号に規定する外国人登録証明書の写しは、この規則の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、改正後の第二条第一項第一号に規定する住民票の写しとみなす。

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

様式第六号（表面）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（裏面）添付書類2中「の記載のあるものに限る。外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする」を「（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る」に改める。

様式第二十三号（表面）中「あて先」を「宛先」に改め、同様式（裏面）添付書類3中「又は外国人登録証明書の写し」を「（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。
- 2 改正後の様式第六号及び様式第二十三号の規定の適用については、改正前の様式第六号及び様式第二十三号に規定する外国人登録証明書の写しは、この規則の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、改正後の様式第六号及び様式第二十三号に規定する住民票の写しとみなす。

## 規 則

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十二号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の添付資料2を次のように改める。

- 2 戸籍の謄本又は抄本その他申請の原因となる事実を証するものとして知事が認める書類

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。



## 規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十二号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号を次のように改める。

二 戸籍の抄本、変更事項に係る住民票の記載事項証明書その他申請の原因となる事実を証するものとして知事が認める書類(氏名を変更する場合に限る。)別表の備考五中「土居町」を「四国中央市」に改める。  
様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の添付書類2を次のように改める。

2 戸籍の抄本、変更事項に係る住民票の記載事項証明書その他申請の原因となる事実を証するものとして知事が認める書類(氏名を変更する場合に限る。)

附 則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

## 規 則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十四号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条の三第二項に規定する登録原票記載事項証明書」を「住民票の抄本又はこれに代わる書面」に改める。

第七条第五項中「外国人登録法第四条の三第二項に規定する登録原票記載事項証明書」を「住民票の抄本又はこれに代わる書面」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。
- 2 改正後の第三条第三項及び第七条第五項の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する登録原票記載事項証明書は、それが作成された日から起算して三月を経過する日までの間は、改正後の第三条第三項及び第七条第五項に規定する住民票の抄本又はこれに代わる書面とみなす。

## 規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 埼玉県教育委員会規則第二十号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 開示請求書を教育委員会に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を教育委員会に提出すれば足りる。

- 前項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの
- その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして教育委員会が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

様式第一号、様式第十一号及び様式第十八号中「あて先」を「宛先」に、

運転免許証	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書	「 <input type="checkbox"/> 運転
住民基本台帳カード（写真付き）	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）」	を	<input type="checkbox"/> 在留
免許証	<input type="checkbox"/> 旅券	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（写真付き）	
カード	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> ）」	に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。
- 3 改正後の第九条第二項第二号の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後の第九条第二項第二号に掲げる書類とみなす。
- 4 改正前の埼玉県教育委員会の保有する個人情報保護等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 埼玉県教育委員会規則第二十一号

埼玉県市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

埼玉県市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童手当」の下に「（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。） 附則第二条第一項の給付を含む。以下同じ。）」を加える。

第三条第一項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 埼玉県教育委員会規則第二十二号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条、第四条第一項第八号、第十二条第一項第四号及び第十四条第四号中「又は外国人登録証明書」を、「在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第三条、第四条第一項第八号、第十二条第一項第四号及び第十四条第四号の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中长期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)以下「旧外国人登録法」という。)に規定する外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。)に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

# 規 則

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

## 埼玉県公安委員会規則第5号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する規則

(埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「外国人登録証明書」を「在留カード(写真の貼り付けられたものに限る。)、特別永住者証明書」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第2項中「又は外国人登録原票の写し」を削る。

様式第1号中

「

請求者本人確認書類	運転免許証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード(写真付き) その他( )
-----------	--

」

を

「

請求者本人確認書類	運転免許証 住民基本台帳カード(写真付き) 在留カード(写真付き) 特別永住者証明書 その他( )
-----------	---

」

に改める。

様式第12号中

「

請求者本人確認書類	運転免許証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード(写真付き) その他( )
-----------	--

」

を

請求者本人確認書類	運転免許証          住民基本台帳カード（写真付き） 在留カード（写真付き）          特別永住者証明書 その他（                                  ）
-----------	--

に改める。

様式第19号中

請求者本人確認書類	運転免許証          外国人登録証明書 住民基本台帳カード（写真付き）          その他（                                  ）
-----------	---

を

請求者本人確認書類	運転免許証          住民基本台帳カード（写真付き） 在留カード（写真付き）          特別永住者証明書 その他（                                  ）
-----------	--

に改める。

（埼玉県警察組織規則の一部改正）

第2条 埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第34条の2第2号中「と博」を「賭博」に改める。

第34条の3第1号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第2号中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第51条第2号を次のように改める。

- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する犯罪の取締りに関すること。

（埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部改正）

第3条 埼玉県暴力団排除条例施行規則（平成23年埼玉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード」に改める。

（埼玉県道路交通法施行細則の一部改正）



第4条 埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号を次のように改める。

(1) 安全運転管理者等として選任された者の住民票の抄本

第11条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則第10条第1項第1号アの規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者をいう。）が所持する廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録証明書（以下単に「外国人登録証明書」という。）は在留カードとみなし、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。
- 3 前項の規定により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）附則第15条第2項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第28条第2項各号に定める期間とする。

## 規 則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一 六〇

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一 五〇）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 開示請求書を人事委員会に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を人委委員会に提出すれば足りる。

- 一 前項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの
- 二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして人事委員会が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

別表（第十八条関係）試験等の項中「民間企業等職務経験者職員採用試験」を「経験者職員採用試験」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国

籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

3 改正後の第九条第二項第二号の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後の第九条第二項第二号に掲げる書類とみなす。

# 訓 令

## 埼玉県警察本部訓令第22号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年7月6日

埼玉県警察本部長 金山 泰 介

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「外国人登録証明書」を「在留カード（写真の貼り付けられたものに限る。）、特別永住者証明書」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第2項中「又は外国人登録原票の写し」を削る。

様式第1号中

「

請求者本人確認書類	運転免許証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード（写真付き） その他（ ）
-----------	--

」

を

「

請求者本人確認書類	運転免許証 住民基本台帳カード（写真付き） 在留カード（写真付き） 特別永住者証明書 その他（ ）
-----------	---

」

に改める。

様式第12号中

「

請求者本人確認書類	運転免許証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード（写真付き） その他（ ）
-----------	--

」

を

「

請求者本人確認書類	運転免許証 住民基本台帳カード（写真付き） 在留カード（写真付き） 特別永住者証明書 その他（ ）
-----------	---

」

に改める。

様式第19号中

「

請求者本人確認書類	運転免許証 外国人登録証明書 住民基本台帳カード（写真付き） その他（ ）
-----------	--

」

を

「

請求者本人確認書類	運転免許証 住民基本台帳カード（写真付き） 在留カード（写真付き） 特別永住者証明書 その他（ ）
-----------	---

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条第1項第1号アの規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者をいう。）が所持する廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録証明書（以下単に「外国人登録証明書」という。）は在留カードとみなし、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

3 前項の規定により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）附則第15条第2項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第28条第2項各号に定める期間とする。

# 訓令

埼玉県労働委員会訓令第一号

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

埼玉県労働委員会会長 馬 橋 隆 紀

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県労働委員会の個人情報保護事務の処理に関する規程（平成六年埼玉県地方労働委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「総務部県政情報センター」を「県民生活部県政情報センター」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 管理規程

埼玉県公営企業管理規程第八号

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年七月六日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

公営企業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県公営企業管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 開示請求書を公営企業管理者に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を公営企業管理者に提出すれば足りる。

- 一 前項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの
- 二 その者（県外に住所を有する者又は日本国籍を有しない者に限る。以下この号において同じ。）の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして公営企業管理者が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十四年七月九日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十

七年法律第二百五号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

3 改正後の第九条第二項第二号の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後の第九条第二項第二号に掲げる書類とみなす。



# 管理規程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年七月六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 開示請求書を管理者に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を管理者に提出すれば足りる。

- 一 前項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの
- 二 その者（県外に住所を有する者又は日本国籍を有しない者に限る。以下この号において同じ。）の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして管理者が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十四年七月九日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中长期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登

録証明書（以下「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

3 改正後の第九条第二項第二号の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後の第九条第二項第二号に掲げる書類とみなす。

# 管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第五号

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年七月六日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝夫

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を

改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 開示請求書を管理者に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を管理者に提出すれば足りる。
  - 一 前項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの
  - 二 その者（県外に住所を有する者又は日本国籍を有しない者に限る。以下この号において同じ。）の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして管理者が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十

七年法律第二百二十五号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

3 改正後の第九条第二項第二号の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後の第九条第二項第二号に掲げる書類とみなす。

4 改正前の埼玉県下水道事業管理者の保有する個人情報の保護等に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告 示

埼玉県告示第九百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者の地域生活をひらく会

三 代表者の氏名

山崎 豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市本町一丁目十二番二十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の社会自立及び充実した地域生活を目指し、様々な地域生活支援活動を行い、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年六月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人エコシティ志木
- 三 代表者の氏名  
天田 眞
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県志木市館一丁目一番二 一〇八号
- 五 定款に記載された目的  
本会は、埼玉県志木市およびその周辺において、自然豊かな循環型地域社会の実現、市民主体で、全ての人が同等の権利を享受できる福祉の充実した地域社会をめざすことを目的に活動します。

## 告 示

埼玉県告示第九百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年六月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人障害年金普及サポート・サルベージ
- 三 代表者の氏名  
松藤 仁彦
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県新座市新堀三丁目六番十八号 グラントクレスト清瀬五〇三号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害年金という制度を知らないために、受給権があるにもかかわらず年金給付を受けられない人達を対象に、障害年金制度の普及・啓蒙活動を通じて、障害者の生活の維持に貢献する様々なサポート事業を展開し、また制度の活用を促進するために医療福祉機関へ積極的にアピールすることで、地域社会に寄与し、ひいては国のセーフティネットの機能を保全することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東松山障害者就労支援センター

三 代表者の氏名

板倉 友雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市小松原町十七番地十九

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の就労を総合的に支援し、職業的及び社会的自立の促進に寄与することを目的とする。



## 告 示

埼玉県告示第九百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年五月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人なごみテラシマ
- 三 代表者の氏名  
寺島 康子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県狭山市富士見二丁目二十一番地二十七号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民が「いつまでも自分らしく安心して」暮らせる街づくり  
に貢献するため、市民、地域、企業などとの連携とネットワークを構築し、活動  
して行くことを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人CIELひこうせん

三 代表者の氏名

木村 浩章

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市栄町二十二番五号

五 定款に記載された目的

この法人は、どんな障害があろうとも地域で生活をする障害者に対し、自立生活や社会参加の促進と支援を行い、障害を問わず自分の夢が実現出来る社会を目指すことを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第九百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年六月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
NPO法人文化交流創生協会
- 三 代表者の氏名  
渡邊 高次
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県児玉郡上里町大字七本木六百三十二番地十二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、文化交流活動をおして、環境創生と共に、環境保全・文化活動支援など、児童から高齢者まで生きがいとやすらぎのある、安全で安心な地域社会及び地域の活性化づくり等を実践する活動を目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第九百二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
自動車税等収納データ作成業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号
- 5 契約金額  
17.35円(県税収納金日計表データ入力税抜き1件当たりの単価)  
15.43円(県税領収済通知書及び現金領収済報告書データ入力税抜き1件当たりの単価)  
6.4円(OCR読み取り税抜き1件当たりの単価)  
13.15円(収納データ作成税抜き1件当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

## 告 示

埼玉県告示第九百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

X線回折装置 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 納入期限

平成25年1月31日(木)

### (4) 納入場所

埼玉県産業技術総合センター

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。 )。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 原 電話048-830-5780(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県庁総務部地下会議室 平成24年8月29日（水）午前10時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限  
埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成24年8月28日（火）  
午後5時  
なお、書留郵便によること。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成24年8月2日（木）午後4時30分までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。
  - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
  - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
  - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否



## 要

### (6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 手続における交渉の有無

無

### (8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成24年7月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

### (10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

### (1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

1 Set of X-Ray Diffractometer

### (2) Place and Date/Time Tendering and Bid Opening Will Be Held:

Place: General Affairs Department Conference Room,  
Basement Floor

Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-9301

Date/Time: Wednesday, August 29, 2012 10:00 a.m.

### (3) Mailing Address and Deadline for Submissions (to be sent by registered mail only):

Address: Procurement and Contract Consultation,  
Bidding Enforcement Division,  
General Affairs Department

Saitama Prefectural Government  
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301

Japan

Deadline: Tuesday, August 28, 2012 5:00 p.m.

## 告 示

埼玉県告示第九百二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年六月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あゆみ
- 三 代表者の氏名  
内 田 涼 子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県戸田市笹目四丁目二十五番地の三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者及び障害者に対し、介護及び自立支援とともに、保健福祉事業や地域に根ざした諸活動を行い、自立して心豊かに安心して暮らすことのできる福祉に貢献することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十七号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、次のとおり告示する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定する減少装置の名称等			製作又は販売する者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	装着対象自動車	その他の条件
名称 (型式)	方式による区分	装着時期による区分			
スモークバスター N シリーズ (KAM-08N型)	DPF (ディーゼル パーティキュ レートフィル ター)	初度登録後	マルマテクノ カ株式会社 森木 英光	日産ディーゼル工業株式会社製FE6型(195PS)、日野自動車株式会社製J07C型(170PS)若しくはJ08C型(200PS/215PS)又は三菱ふそうトラック・バス株式会社製6D16型(170PS)の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの	
スモークバスター N シリーズ (KAM-16N型)				日産ディーゼル工業株式会社製FE6型(235PS/260PS)、三菱ふそうトラック・バス株式会社製6D16型(220PS/255PS)、いすゞ自動車株式会社製6HE1型(230PS/260PS)又は日野自動車株式会社製J08C型(235PS/260PS)の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの	
スモークバスター N シリーズ (KAM-18N型)				いすゞ自動車株式会社製10PE1型(325PS/360PS/380PS)、8PE1型(240PS/285PS)若しくは12PE1型(385PS/420PS/450PS)、日産	

			<p>ディーゼル工業株式会社製RG8型（350PS）、RF8型（310PS）若しくはRH8型（400PS／430PS）、三菱ふそうトラック・バス株式会社製8DC11型（355PS）、8DC9型（310PS）、8M20型（385PS）若しくは8M21型（420PS）又は日野自動車株式会社製F20C型（355PS）、F17D型（320PS）若しくはF21C型（390PS／430PS）の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの</p>
<p>スモークバスター N シリーズ （KAM-24N型）</p>			<p>日産ディーゼル工業株式会社製PF6型（330PS／360PS／390PS）、三菱ふそうトラック・バス株式会社製6D40型（360PS／390PS）若しくは6D24型（300PS／330PS）又は日野自動車株式会社製K13C型（360PS [コモンレール式以外]／395PS）の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの</p>

備考

- 「指定する減少装置の名称等」の「方式による区分」の欄の「DPF」（ディーゼルパーティキュレートフィルター）とは、軽油を燃料とする自動車の排気管等に装着して、当該自動車から排出される粒子状物質を捕集することにより減少させる方式をいう。

- 2 「指定する減少装置の名称等」の「装着時期による区分」の欄の「初度登録後」とは、装着時期（当該減少装置を当該自動車に装着する時期のことをいう。）が、当該自動車が道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により登録を初めて受ける日以後であることをいう。
- 3 平成6年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成3年運輸省令第3号）による改正後の道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司



医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
亀森 真理子	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして	耳鼻咽喉科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八―一	平成二十四年一月六日
大西 健太郎	心臓機能障害	循環器科	医療法人道心会埼玉東部循環器病院	越谷市大澤三二八七―一	平成二十四年四月一日
歌田 貴仁	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	消化器内科、肛門外科、外科	歌田乳腺・胃腸クリニック	戸田市新曽二二三五ライフコート二F	平成二十四年四月十日
岡田 典倫	ぼうこう又は直腸機能障害	胃腸外科、外科	埼玉よりい病院	大里郡寄居町用土三九五	平成二十四年六月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十九号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
鈴木 健三	肢体不自由	医療法人鈴木胃腸科クリニック	蓮田市東三丁目一七	平成十八年七月十一日
小関 茂之	視覚障害	小関眼科医院	所沢市松葉町九一五	平成二十四年二月二十九日
山本 裕彦	肢体不自由、心臓機能障害	医療法人裕千会山本内科胃腸科医院	熊谷市大原一丁目三三	平成二十四年三月八日
吉田 悌友	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	吉田耳鼻咽喉科クリニック	越谷市南越谷四一六一六	平成二十四年三月十日
上小鶴 正弘	肢体不自由	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚一四八一	平成二十四年三月十三日
土井 あかね	肢体不自由	国立障害者リハビリテーションセンター病院	所沢市並木四一	平成二十四年三月二十三日
浅井 将之	視覚障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一五〇	平成二十四年三月三十一日
伊藤 竜成	視覚障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一五〇	平成二十四年三月三十一日
今井 康雄	視覚障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一五〇	平成二十四年三月三十一日

忍田 栄紀	視覚障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一―五〇	平成二十四年三月三十一日
新海 篤	視覚障害	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一―五〇	平成二十四年三月三十一日
富満 賢木	視覚障害	川口市立医療センター	川口市西新井宿一八〇	平成二十四年三月三十一日
佐々木 好久	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	佐々木耳鼻咽喉科	坂戸市末広町五―一 関根ビル二F	平成二十四年三月三十一日
木檜 晃	音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚一四八―一	平成二十四年三月三十一日
木幡 一磨	肢体不自由	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一―五〇	平成二十四年三月三十一日
笹栗 弘貴	肢体不自由	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚一四八―一	平成二十四年三月三十一日
中村 範行	肢体不自由	越谷市立病院	越谷市東越谷二〇―四七―一	平成二十四年三月三十一日
丸山 知久	肢体不自由	丸山整形外科医院	新座市片山一―一四―一	平成二十四年三月三十一日

實田 茂	心臓機能障害	北里大学北里研究所メデイカルセンター 病院	北本市荒井六―一〇〇	平成二十四年三月三十一日
遠藤 健	ぼうこう又は直腸機能 障害	医療法人財団明理会イムス富士見総合病 院	富士見市鶴間一九六七―一	平成二十四年四月一日
名越 澄子	肝臓機能障害	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	平成二十四年四月一日
先崎 秀明	心臓機能障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七―一	平成二十四年四月一日
笠原 尊生	肢体不自由	医療法人狭山中央病院	狭山市富士見二―一九―三五	平成二十四年五月十日
加藤 真紀	じん臓機能障害	医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	南埼玉郡白岡町小久喜九三八―一 二	平成二十四年五月三十一日
黒田 功	ぼうこう又は直腸機能 障害	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七―一	平成二十四年五月三十一日
細川 広巳	ぼうこう又は直腸機能 障害	東松山市立市民病院	東松山市松山二三九二	平成二十四年六月二日

# 告 示

埼玉県告示第九百四十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

## 二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成二十四年九月九日

春日部市大沼一丁目七十六番

春日部地方庁舎

ロ 平成二十四年十月二十一日

さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十四年十一月十八日

さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

ニ 平成二十四年十二月五日

さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

## 三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成二十四年九月二十四日

川越市南大塚六丁目四十番地一

川越少年刑務所

ロ 平成二十四年九月二十七日

熊谷市拾六間百十一番地一

熊谷文化創造館さくらめいと

ハ 平成二十四年十月五日

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

ニ 平成二十四年十一月四日

さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千円

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

# 告 示

埼玉県告示第九百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラージユ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲三千五百六十四番地外

### ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）荷さばき施設六か所 合計一八二〇平方メートル  
（変更後）荷さばき施設七か所 合計一八七五平方メートル

### ハ 変更年月日

平成二十五年三月三十一日

### ニ 届出年月日

平成二十四年六月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



# 告示

埼玉県告示第九百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー

埼玉県熊谷市本石二丁目百三十五番外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時（ただし年間七日は午前八時）から午後十一時

（変更後）午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場棟、店舗棟駐車場、駐車場（一）

午前八時三十分（ただし年間七日は午前七時三十分）から午後

十一時三十分

駐車場（二）、駐車場（三）

午前八時三十分（ただし年間七日は午前七時三十分）から午後

十時

（変更後）駐車場棟、店舗棟駐車場、駐車場（一）

午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場（二）、駐車場（三）

午前六時三十分から午後十時

## 八 変更年月日

平成二十四年六月二十七日

## 二 届出年月日

平成二十四年六月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第九百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

#### イオンレイクタウン

埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 岡内欣也

（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

## 八 変更年月日

平成二十四年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十四年六月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第九百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

#### イオンレイクタウン

埼玉県越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内四百五十九街区外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時（左記を除く）

株式会社明文堂 午前九時から翌午前〇時

ミニストップ株式会社 二十四時間

（変更後）午前七時から午後十一時（左記を除く）

株式会社明文堂 午前九時から翌午前〇時

ミニストップ株式会社 二十四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時から翌午前一時

（変更後）午前六時から翌午前一時

## ハ 変更年月日

平成二十四年六月二十七日

## ニ 届出年月日

平成二十四年六月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第九百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン大井店

埼玉県ふじみ野市ふじみ野一丁目二番一号

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）大井サテイ

（変更後）イオン大井店

## ハ 変更年月日

平成二十三年三月一日

## ニ 届出年月日

平成二十四年六月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第九百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口キャラ

埼玉県川口市前川一 一 十一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）専門店

午前十時（年間八十日午前九時）から午後十時

イオン一階 食品売場

午前九時（年間八十日午前八時）から午後十一時

イオン一階 食品売場以外の売場

午前九時（年間八十日午前八時）から午後十一時

イオン専門店 イオン二階・三階の売場

午前九時（年間八十日午前八時）から午後十時

（変更後）専門店

午前七時から午後十時

イオン一階 食品売場

午前七時から午後十一時

イオン一階 食品売場以外の売場

午前七時から午後十一時

イオン専門店 イオン二階・三階の売場

午前七時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）P〇・P三駐車場

午前八時三十分（年間八十日午前七時三十分）から午後十一時

三十分

P一・P二駐車場

午前八時三十分（年間八十日午前七時三十分）から午後十一時三十分

P 四駐車場

午前九時三十分（年間八十日午前八時三十分）から午後十時

P 五駐車場

午前八時三十分（年間八十日午前七時三十分）から午後十時

四階・屋上駐車場

午前八時三十分（年間八十日午前七時三十分）から午後十一時

三十分

（変更後） P O・P 三駐車場

午前六時三十分から午後十一時三十分

P 一・P 二駐車場

午前六時三十分から午後十一時三十分

P 四駐車場

午前九時三十分（年間八十日午前八時三十分）から午後十時

P 五駐車場

午前六時三十分から午後十時

四階・屋上駐車場

午前六時三十分から午後十一時三十分

八 変更年月日

平成二十四年六月二十七日

二 届出年月日

平成二十四年六月二十五日

二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで



□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

埼玉県告示第九百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

埼玉県新座市東北二丁目三十二番十二号外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時（ただし、年間六十日は午前八時）から午後十一時

（変更後）午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一立体駐車場 午前八時三十分から午後十一時三十分

（年間六十日 午前七時三十分から午後十一時三十分）

ただし、第一立体駐車場に関しては、年間を通じてピープルス  
ポーツクラブ・ボーリング利用者等の利用可能時間帯は午前七時  
から翌日午前〇時です。

（変更後）第一立体駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

ただし、スポーツクラブ利用者の利用終了時刻は翌日午前〇時  
です。

### ハ 変更年月日

平成二十四年六月二十七日

### 二 届出年月日

平成二十四年六月二十五日

### 二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

##### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第九百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

狭山ショッピングデパート

埼玉県狭山市入間川三丁目三千六百二十四番地一号外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前八時三十分から午後十一時三十分

午後十時以降は範囲を指定した一部分のみ利用

第二駐車場 A 午前九時三十分から午後九時三十分

第二駐車場 C 午前九時三十分から午後九時三十分

屋上駐車場 午前八時三十分から午後十一時三十分

ただし、第一駐車場及び屋上駐車場に関しては、コナミスポー

ツ利用者の利用可能時間帯は午前八時から午後十一時三十分

（変更後）第一駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

午後十時以降は範囲を指定した一部分のみ利用

第二駐車場 A 午前九時三十分から午後九時三十分

第二駐車場 C 午前九時三十分から午後九時三十分

屋上駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

## 八 変更年月日

平成二十四年六月二十七日

## 二 届出年月日

平成二十四年六月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第九百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富字上川原千二百二十六 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）カルフル狭山

（変更後）イオン狭山店

## 八 変更年月日

平成二十二年三月十日

## 二 届出年月日

平成二十四年六月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第九百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン狭山店

埼玉県狭山市大字上奥富字上川原千二百二十六 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後十一時三十分

（変更後）午前六時三十分から午後十一時三十分

## 八 変更年月日

平成二十四年六月二十七日

## 二 届出年月日

平成二十四年六月二十五日

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

### ロ 意見書提出先





# 告示

埼玉県告示第九百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

せんげん台パークタウンショッピングデパート

埼玉県越谷市千間台西三丁目二番十二号外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後十一時

（変更後）午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前八時三十分から午後十一時三十分

ただし、一部午前八時三十分から午後十時

第二駐車場 午前八時三十分から午後十時

屋上駐車場 午前十時から午後八時

ただし、第一駐車場に関しては、ピープル利用者の利用可能時

間帯は午前七時三十分から午後十一時三十分

（変更後）第一駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

ただし、一部午前六時三十分から午後十時

第二駐車場 午前六時三十分から午後十時

屋上駐車場 午前十時から午後八時

## ハ 変更年月日

平成二十四年六月二十七日

## 二 届出年月日

平成二十四年六月二十六日

## 二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第九百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン大井店

埼玉県ふじみ野市ふじみ野一丁目二番一号

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 八六二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八六二台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時（ただし、年間六十日は午前八時）から午後十一時

（変更後）午前七時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前八時三十分から午後十時

（年間六十日午前七時三十分から午後十時）

第二駐車場 土休日繁忙期のみ使用

午前八時三十分から午後八時三十分

（年間六十日午前七時三十分から午後八時三十分）

第三駐車場 土休日繁忙期のみ使用

午前八時三十分から午後八時三十分

（年間六十日午前七時三十分から午後八時三十分）

立体駐車場 午前八時三十分から午後十一時三十分

（年間六十日午前七時三十分から午後十一時三十分）

ただし、第一駐車場及び立体駐車場に關しては、映画館利用者の利用可能時間帯は午前七時から翌日午前〇時三十分です。

（変更後）第一駐車場 午前六時三十分から午後十時

第三駐車場 土休日繁忙期のみ使用

午前六時三十分から午後八時三十分

立体駐車場 午前六時三十分から午後十一時三十分

ただし、第一駐車場及び立体駐車場に関しては、映画館利用者の利用終了時刻は翌日午前〇時三十分です。

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 八か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 七か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十四年六月二十七日外

二 届出年月日

平成二十四年六月二十五日

二 縦覧期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年七月六日から平成二十四年十一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第九百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年六月二十九日認可した。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

川島町土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡川島町

# 告示

埼玉県告示第九百五十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一一 二一 二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

本庄市寿三丁目二六九番地一他七一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四八三七・五立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第九百五十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 二六 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

久喜市菖蒲町三箇字沼新田二八九三 一他一三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二九二一・七四立方メートル

# 告示

埼玉県告示第九百五十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一〇 二六 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市桜区西堀四丁目千八百十二番 外九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千七百七十五立方メートル



# 告示

埼玉県告示第九百五十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十四年七月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
向山沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
落合沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
天久川	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
明登沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
明登沢（支）	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
内出沢（支）	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
内出沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
北山沢	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所に備	土石流

上矢岸沢	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備	土石流
小戸山沢	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備	土石流
木落沢	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備	土石流
北堀川	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備	土石流
大和竹沢	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備	土石流
清水沢	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備	土石流
清水沢(支)	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備	土石流
宮平沢(支)	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備	土石流
宮平沢(支)	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備	土石流
持田入沢	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備	土石流
亀河原沢 1	え置いて縦覧に供する。 平面図等を埼玉県東松 山県土整備事務所に備	土石流









	山県土整備事務所に備 え置いて縦覧に供する。
--	---------------------------

二  
土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒 区域の名称	土砂災害特別警戒 区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害の発生を 防止するために行 う建築物の構造の 規制に必要な衝撃 に関する事項
向山沢	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
落合沢	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
明登沢	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
明登沢（支）	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。
内出沢	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。	土石流	平面図等を埼玉県 東松山県土整備事 務所及び小川町役 場に備え置いて縦 覧に供する。

北山沢	上矢岸沢	木落沢	大和竹沢	清水沢	清水沢（支）	宮平沢（支） 1
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦





	<p>場に備え置いて縦覧に供する。</p>		<p>場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>亀河原沢（支）</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>青柳沢（支）</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>和田沢</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>土石流</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>落合</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>落合</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>
<p>鶴ノ舞</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p>	<p>平面図等を埼玉県東松山県土整備事務所及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。</p>

# 告示

埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十四年七月六日

埼玉県春日部県税事務所長 橋本 政二

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
不二鉱油有限公司	代表取締役 折原 正行	埼玉県久喜市本町六丁目十三番四号	平成二十四年六月三十日

# 告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年七月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋

剛

路線名	四百六十二号
供用開始の区間	本庄市児玉町八幡山字鍛冶町 一九四番一地先から同市児玉 町八幡山字長浜町二二六番一 地先まで
供用開始の期日	平成二十四年七月六日
備考	平成十八年十二月五日埼玉県本 庄県土整備事務所長告示第二十 四号で告示した道路予定区域の 供用開始である。 延長二四七・五〇メートル

# 告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年七月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 小坂橋 剛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	本庄市児玉町小平字下間瀬二一一 ○番一地先から同市児玉町小平字 下間瀬二一一番三地先まで	区 間
五〇・四六	一二・九八 一二・九八	敷地の幅員 (メートル)
	五七・六〇	延長 (メートル)
	災害防除工事によ る。	備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年七月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季



五号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十四年六月 十九日	指定の年月日
埼玉県飯能市岩沢九百一ノ一〜千九百九ノ五 埼玉県飯能市岩沢千九百一ノ一〜千九百一ノ二 埼玉県飯能市岩沢千九百一ノ二〜千九百一ノ一 埼玉県飯能市岩沢千九百一ノ二 埼玉県飯能市岩沢九百六十六ノ二〜九百六十六ノ二 埼玉県飯能市岩沢八百八十七〜八百八十八ノ三 埼玉県飯能市岩沢八百八十七〜八百八十七	指 定 道 路 の 位 置
二十九・〇〇メートル 六十六・〇〇メートル 九十三・〇〇メートル 四十・〇〇メートル 六・〇〇メートル 二十五・〇〇メートル 五・〇〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 四・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年七月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年二月十六日

指令川建セ第二三〇一〇七〇号

二 検査済証番号

平成二十四年七月六日

川建セ第二四〇〇二四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字根岸字坂上一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市若松町二丁目二番三一号 エバグリーン若松202

清水 雅也・清水明日香

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年七月六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年六月二十九日

指令越建セ第二三〇〇四九一号

### 二 検査済証番号

平成二十四年六月二十九日

越建セ第一五一―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字倉松字丑発七百八番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県加須市礼羽六百五十二番地七

稲田 利勝

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年七月六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

### 一 許可番号

平成二十四年六月二十九日

指令越建セ第二三〇〇五五一号

### 二 検査済証番号

平成二十四年七月三日

越建セ第一五二一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西糸原字新田九百五十五番五

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市南区文蔵二丁目十七番三号 メゾンフォーレ南浦和一〇六

薬師神 一廣

# 告 示

埼玉県公営企業告示第五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年七月六日

埼玉県公営企業管理者 石 田 義 明

- 1 購入等物件名及び数量  
水道用粉末活性炭（ウェット炭） 194 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間  
平成24年6月14日から平成25年3月31日まで
- 4 納入場所  
埼玉県大久保浄水場、埼玉県庄和浄水場、埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成24年6月8日
- 6 落札者の氏名及び住所  
キョウワ株式会社 埼玉県久喜市清久町4-1
- 7 落札金額  
1トン当たり 435,750円
- 8 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成24年4月20日

# 告 示

## 埼玉県教委告示第二十八号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定による技能教育のための施設の所在地の変更に係る届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月六日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

- 一 所在地を変更する技能教育のための施設の名称  
自然学園（埼玉県春日部市中央一―五十七―十二）
- 二 変更の内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
施設の所在地	埼玉県春日部市中央一―五十七―十二	埼玉県春日部市中央五丁目 一 番地二十一号 ライフビ ル

## 告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年七月六日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 北 堀 篤

埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する

告示

埼玉県監査委員の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県監査委員告示第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 開示請求書を監査委員に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を監査委員に提出すれば足りる。
  - 一 前項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの
  - 二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして監査委員が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十四年七月九日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成



二十一年法律第七十九号) 第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号。以下「旧外国人登録法」という。)に規定する外国人登録証明書は(以下「登録証明書」という。)は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。)に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

3 改正後の第九条第二項第二号の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後の第九条第二項第二号に掲げる書類とみなす。

# 告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年七月六日

埼玉県労働委員会会長 馬 橋 隆 紀

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年埼玉県労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の下に「、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」を加え、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 開示請求書を労働委員会に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を労働委員会に提出すれば足りる。

- 一 前項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したもの
- 二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして労働委員会が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前三十日以内に作成されたもの

第二十条及び第二十一条中「総務部県政情報センター」を「県民生活部県政情報センター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十四年七月九日から施行する。ただし、第二十条及び第二十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第九条第一項第一号イの規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国

籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号。以下「旧外国人登録法」という。）に規定する外国人登録証明書（以下「登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。）に定める特別永住者が所持する登録証明書は特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書とみなす。

3 改正後の第九条第二項第二号の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して三十日を経過する日までの間は、改正後の第九条第二項第二号に掲げる書類とみなす。

# 告 示

埼玉県労働委員会告示第二号

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年七月六日

埼玉県労働委員会会長 馬 橋 隆 紀

埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示  
埼玉県労働委員会が行う公文書の開示等に関する規程（平成十三年埼玉県地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「総務部県政情報センター」を「県民生活部県政情報センター」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。